

4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 取り組み体制

① F D委員会

教育内容・教育方法の改善活動の取り組み体制として、法務研究科規約14条別表第1に基づき、F D委員会を置いている。F D委員会は各種F D活動（組織的研修、授業の相互参観、学生アンケートの実施）を企画立案し、教員に通知の上実施し、その結果をF D委員会が取りまとめ教授会に報告している。

F D委員の任期は2年、委員は当初3名であったが、F D活動の重要性に鑑み、2005年度からは5名の委員で活動している。F D委員会の委員長には、必修科目である法律基本科目担当の専任教員が就任し、委員（委員長を含む）には、民事系2名、公法系1名、刑事系1名、実務系1名（実務家教員）の委員が就任している。職務上の委員として教務担当教務主任が参加している。

F D委員会の活動は、随時、教授会において報告し、意見を求めるとともに、重要な決定事項については教授会の承認を受けている。F D活動に対する理解を求め、F D活動の改善に資する意見を聴取するため、必要に応じ、専任教員が参加する拡大F D委員会を開催している。

F D活動の記録は、法務研究科事務所において保存している。

② 教学懇談会等

系毎（民事、刑事、公法等）のF D活動を行う組織として、法務研究科規約第14条別表第2に基づき、民事法系、企業法系、刑事法系、公法系、社会法系、基礎法・先端展開系、臨床法学・実務基礎系、日本法特殊講義の8つの教学懇談会を置いている。教学懇談会では、カリキュラムの編成を検討するとともに、教育内容・方法の改善に向けた調整・検討（教材の共通化、シラバスの調整、双方向・多方向授業の活用程度の調整）を行っている。

このほか、同一科目複数クラスの担当者が自発的に集まって、科目毎のF D活動を行っている。

(2) 取り組み内容

① F D 委員会の活動概要

F D 活動の具体的な取り組みは、上記各 F D 組織により異なるが、いずれも、「教え方の」改善、「教える内容」の調整、学生にかかる負荷の適正化を活動の目的としている。

F D 委員会は、研修会の開催、授業の相互参観、授業アンケートの実施について、それぞれ担当を決めて作業を行うとともに、これらの実施要領の決定、授業アンケートの結果の検討、および教授会への報告のために 2 か月に 1 回程度、委員会を開催している⁴⁰。

② 研修会の開催

「知って得する F D の集い」と題する教員研修会を年に 1 ～ 2 回、開催している⁴¹。研修会においては、(a)教育支援システムの説明会、その有効性の検討、(b)授業ビデオの観覧、講義内容についての意見交換、(c)試験の実施およびその教育へのフィードバック方法についての意見交換等を行っている。

これまでに開催した「知って得する F D の集い」の参加人数は、毎回、概ね 40 名程度である。

③ 授業の相互参観（見学）

まず、授業期間中、教員がいつでも相互に授業を見学できることについて教員間に了解がある。

F D 委員会では、前期・後期に各 1 回ずつ、授業参観（見学）の実施要領を定め、2 週間の期間を設定して、授業の相互参観を実施している。その概要は概ね次のとおりである⁴²。

参観対象となる授業は、2004 年度、2005 年度は必修科目に限っていたが、2006 年度は全科目に拡大した。このため、2004・2005 年度においては、参観の希望者がいなかった必修科目については、F D 委員会・研究科運営委員会の委員が参観を行った授業もあったが、2006 年度は、そのような取扱いをしなかった。専任教員および兼任教員は参観をすることとし、他学部等の非常勤教員にも参観することを推奨している。参観者は所感を事務所へ提出し、これを対象教員へ配付する。2004 年度には、自己の授業をビデオにとり、事務所学務係においてこれを保管し、教員の閲覧に供することによって、相互参観に替えるものとした。

授業の相互参観実施後は、F D 委員会において、授業参観の目的、範囲、結果の活用方法等について検討を行っている。具体的には、(a)授業改善に

⁴⁰ 別添資料 12「FD 委員会開催通知」（各回）参照。

⁴¹ 別添資料 12「知って得する FD の集い」（実施要領）、同（お知らせ）参照。

⁴² 別添資料 12「相互授業参観について」（実施要領）、同（お知らせ）参照。

役立てる観点からすると、授業参観（見学）は、見られる方に重点を置き、見られることにより参観対象授業の改善を促すことを主な目的とするべきか、見る方に重点を置き、見ることにより参観者の授業の改善を促すことを主な目的とするべきか、(b)授業参観の範囲を限定することにより、必修科目について必ず授業参観が行われるように確保すべきか、範囲を限定しないことにより授業参観を行う教員の数（実施率）を向上させるべきか、(c)参観者による所感の提出を義務づけることにより、参観対象授業の改善を促すことを重視すべきか、所感の提出を義務づけないことにより実施率を向上させるべきか等の検討を行った。

「授業の相互参観」制度については、より多くの教員が参加し、かつ授業改善に効果が上がる方策を探っている。授業改善の効果については、基準4-1-2 2. ①（授業アンケート）の項目を参照されたい。

④ 外部からの見学者

本法科大学院では、日弁連法務研究財団評価員（研修）、司法試験委員会委員長、司法研修所教官、大学評価・学位授与機構、他の法科大学院教員などの外部からの見学者を多数受け入れている⁴³。これらの見学者による授業参観は、見られる側の授業改善に役立っている。

⑤ 外部研修会への参加等

事務所・教務担当教務主任より、司法研修所、法科大学院協会等が主催する外部研修会を各教員へ連絡し、その参加を促している。

このほか、本法科大学院の教員は、法科大学院教育の研究誌において教育方法に関する座談会等に出席し、主導的な役割を果たしている。

⑥ 定期試験の教育への活用

定期試験答案の学生への返却について、FD委員会においても検討し、答案の返却を推奨している⁴⁴。

2. 点検・評価

(1) FDの取り組み体制

FD委員会の構成、組織は適切に行われている。FD活動をFD委員会に任せきりにせず、教学懇談会、科目毎の教員らによっても活動が行われている点、全教員が参加して改善に向けた議論を行う拡大FD委員会を開催している点は、高く評価できる。

⁴³ 別添資料33「梓 Waseda Law School News Letter」2号6頁（2005年）を参照。

⁴⁴ 別添資料12「定期試験の成果の活用に関するお願い」。

(2) F Dの取り組み内容

① 研修会

研修会は、多くの教員が関心をもって参加できるよう工夫されている。講義内容についての意見交換は活発に行われており、各教員の授業に生かされている。とくに、新たに授業を担当する教員にとって、研修会は有益なものであるとの感想が多い。参加人数は毎回40名前後であり、参加者が研修の効果を享受するのに適正な規模で行われている。

② 授業の相互参観

授業の相互参観は、それぞれの教員が授業の内容・方法を工夫する上で有益であったとの意見が多く聞かれたところから、教育改善に効果をあげていると認められる。ただし、授業参観に赴く教員の数、授業参観が行われた授業の数は必ずしも多くない⁴⁵。この点については、1.(2)③に記載したように、F D委員会において不断の分析・検討が行われている。F D委員会による分析は概要、次の通りである。

2004年度は、授業の相互参観の目的・効果がすべての教員に理解されているとはいえなかった。2005年度になると、この点の理解は概ね得られたと考えられるが、必修科目を参観対象としたため、必修科目を担当していない教員の参観率が低いこと、および一部の教員に、授業の相互参観は授業の相互監視・評価を行うものとの認識があり、そのような相互参観制度自体に対する否定的態度が実施率に表れたものと考えられる。2006年度は、このような認識を払拭するため、授業の相互参観は授業内容・方法が優れている授業に触れることによって、自己の授業について内発的な改善を促すものである（見られることよりも見ることに意義がある）との意識を持ってもらうため、制度の名称を「授業の相互見学」と改め、実施科目を全科目に拡大した。それにも拘らず、全体の実施率が低くなったのは、すでに2年度（4回）の相互参観を実施しており、多くの教員が参考となる授業をすでに参観していたためと思われる。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

授業の相互参観の実施率が低い点には改善の余地がある。

⁴⁵ 別添資料 12「授業相互参観の予定表」。

FD委員会としては、開講科目数が多いことから、全開講科目・全開講クラスについて授業相互参観を実施することは、もとより不可能であること、「授業の相互参観」の「授業改善」に及ぼす効果は、実施率の高低のみで決まるものではないことを認識しつつ、授業参観期間の時期設定、周知の方法、所感提出のあり方等を工夫することによって実施率を向上させることができないか検討中である。

- 4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 調査方法

① 授業アンケートの実施

F D委員会が主体となって学生アンケートを実施している。アンケートは、前期・後期の各1回、授業の後半の時期に、無記名で行っている。2004年度はアンケート用紙を配付し、授業期間終了後に回収した。2005年度は、大学のWebサイトを通じて、2006年度は教育支援システムを用いて、授業期間中にWeb上でアンケートを実施した。アンケート項目は、前回の結果を踏まえてF D委員会において検討の上定めており、総合評価を聞く項目や自由記載欄もある⁴⁶。回収率は、3～4割程度である⁴⁷。

2005年度は、拡大F D委員会において、アンケート項目のあり方、およびアンケート結果に対する対応を協議した。

② 学生の要望の把握

授業に関する研究科執行部への相談手段として、面接、書面のほか、目安箱的なメーリングリストを活用して、学生の要望を随時に把握するよう努めている。メーリングリストは執行部と事務担当者を宛先としており、これを通じて1日に数通のメールを受け取っている。教員は、オフィスアワーにおける学生との面談を通じて個別の授業に関する学生の要望を把握することができる。2004年度は、研究科長と学生との昼食会を定期的で開催した。また、2004・2005年度は、学生と執行部との間で対話集会を開催した。研究科事務所においても、苦情・相談を常時受け付けている。

(2) 調査結果の活用方法

① 授業アンケート

授業アンケートの結果は、事務所で集計し、各教員分を、自由記載欄とともに各教員へ配付している。2004年度は、アンケート結果に対する所感の提出を各教員に求め、それを教員間で共有した。

⁴⁶ 別添資料13「授業アンケート」。

⁴⁷ 別添資料13「アンケート結果」。

F D委員会においてアンケート結果を分析し、分析結果を教授会へ報告するとともに、各教員へ配付している⁴⁸。分析結果は、教育支援システムを通じて学生に開示している。

② 学生の要望の把握

これまで、個々の授業に対する要望のほか、授業アンケートの実施方法・フィードバックのさせ方に関する要望もあり、それぞれ執行部またはF D委員会において対応している。たとえば、学生から授業に対する要望が寄せられたことを契機として、教員側の負担との関係をも考慮して教員の交替をはかった例があり、基準5－1－1に述べたように2007年度から新カリキュラムを実施するが、その策定においても学生からの要望が取り込まれている。授業アンケートの実施方法については、F D委員会で検討の上、学生に回答した⁴⁹。

2. 点検・評価

(1) 授業アンケート

授業アンケートの項目は、過去の結果・要望を踏まえて改善されてきており、学生による授業評価を把握するのに適切なものになっている。授業アンケートは学生による評価のみを聞くものではない。予習・復習時間を調査することにより学修の状況、科目間における負担の格差等を知ることができる。教育環境に関する回答は、教育設備の改善のためのものである。同一教員の授業の満足度が前年に比べて著しく向上している例があり、F D活動の成果を確認することができる。授業アンケートの結果を各教員に知らせるだけでなく、分析を加え、分析結果を公表することは、効果的なF D活動として高く評価できる。教員側の反応をみると、自由記載欄の記載が各教員の授業改善に及ぼす影響に大きなものがある。

授業アンケートの結果が科目間の比較が可能な形で各教員に示されていない点は、改善の余地があるかも知れない。ただし、授業アンケートは授業を評価するためのものではなく、各教員が自己の授業改善の資料にするためのものであるから、教員へのフィードバックのあり方は、授業改善の実際に照らして行わなければならない。この観点からすれば、現在の授業アンケートの公表方法は、十分な効果をあげていると評価できる。

アンケートの回収率が必ずしも高くないことは、制度として問題が残る。授業時間の一部を用い、紙媒体でアンケートを実施すれば回収率が向上するとの考え方もありうる。しかし、アンケートの匿名性を確保するためには、

⁴⁸ 別添資料 13「授業アンケートのまとめ」(各回)

⁴⁹ 別添資料 13「授業アンケートに関する要望への回答」(F D委員会)

自由記載欄の記載を電子化する作業を事務局において行う必要があるし、本法科大学院は学生数が多く、教員・クラス数も多い。このため、紙媒体でアンケートを実施すると、その集計および電子化の作業が膨大なものとなり、本法科大学院事務所の処理能力を超える。したがって、本法科大学院において授業アンケートを紙媒体で行うことは現実的ではない。また、2005年度については、Web 上でのアンケートの回答について技術的な問題があったこと、2006年度前期については、教育支援システム上でのアンケートでは回答者が判別されとの噂が学生間に流れたこと（事実は、匿名で集計されている）が、回収率の低さにつながっている。

アンケートが授業の後半に行われ、集計や分析に時間がかかることから、アンケート結果がその期の授業に生かされていないとの不満、自由記載欄に記載された個別の要望に対して教員がどのような対応をとったのか、学生が知る機会がないとの不満が、一部の学生にあること⁵⁰が関係しているのかも知れない。もっとも、どの回のアンケートにおいても、学生の評価の大勢を知る上で十分な数の回答は得られている。

（2）学生の要望の把握

学生の要望を把握するために多様な手段が用意されており、丁寧な対応がなされている。1.（2）②に記載したように、学生の要望は的確に教育内容・教育方法の改善に役立てられている。

3. 自己評価

A－

4. 改善計画

アンケートの回答率を向上させるための検討をFD委員会において行っている。2006年度後期のアンケート実施に間に合うように、回答率を向上させるための教育支援システムの改善がはかられた。

⁵⁰ 別添資料 13「授業アンケートに関する要望への回答」（FD 委員会）を参照。

- 5-1-1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること

1. 現状

- (1) 法律基本科目群 21 科目（民事系 12 科目、刑事系 4 科目、公法系 5 科目）法律実務基礎科目群 29 科目、基礎法学・隣接科目群 30 科目、展開・先端科目群 96 科目を設置している。各科目群に配当されている科目は、別添資料 35「科目配当表」の通りである。

- (2) 学生の履修科目状況（4 科目群ごとの履修単位数の平均）

単位：単位

科目群	総履修単位数	1年	2年	3年	平均
法律基本科目	15784	29.0	26.9	0.8	19.5
法律実務基礎科目	3374	0.0	9.5	2.9	4.2
基礎法学・隣接科目	2078	5.8	1.0	0.8	2.6
展開・先端科目	7072	0.0	0.2	28.0	8.8

- (3) 法律基本科目群 21 科目（54 単位）を必修とするとともに、法律実務基礎科目については、必修 3 科目（6 単位）・選択必修 2 科目（4 単位）、計 5 科目（10 単位）、基礎法・隣接科目については選択必修 2 科目（4 単位）を設定し、先端・展開科目あるいは臨床法学など選択科目 14 科目（28 単位）を履修できるように学課目を配当している。

2. 点検・評価

法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の 4 科目群全てについて科目を開設している。いずれかの科目群に偏って履修することがないように学科目配当を設計しており、学生の履修状況を見ても問題はなく、適切であると考えます。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

この3年間の経験を踏まえ、より充実した専門職法学教育を提供するために、2007年度から若干のカリキュラムの手直しを行うこととした。主な修正点は、①法律基本科目の開講学期の見直し、②法律基本科目応用演習の新設、③研究論文指導及びペーパーオプションの新設、④臨床法学教育の履修時期の変更、⑤所得税法など必要科目の新設、⑥専門法務（税務系）及び専門法務（知財系）のワークショップ登録時期の変更、などである⁵¹。

⁵¹ 別添資料 36「2007年度カリキュラム」。

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

本法科大学院は、標準修業年限3年を原則として、1年次には法律基本科目を、2年次には法律基本科目と実務基礎科目を配当し、法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない、基本的な法分野の学修に重点をおいたカリキュラムを用意し、この段階で、法律家にとって必要となる基礎的な法律知識を高密度にかつ集中的に学修する機会を与えている。

3年次からは、学生の多様な問題意識に対応するために、専門分野別に科目をセットした、9分野のワークショップを用意し、学生が将来の進路を考えながら、自分の志望に即した科目が体系的に学修できるシステムとなっている。9分野のワークショップ科目は、別添資料35「科目配当表」の通りである。

2. 点検・評価

理念的には、理想的な学科目配当であると考えているが、2年前期に民法系科目及び刑事訴訟法系科目が配当されていないことが、学生の体系的学修にとって好ましくないのではないかという意見が教員のなかにある。とりわけ、法学既修者認定試験に合格し、2年次科目から履修する学生にとっては、1年次科目を履修した程度の法的学力が有ることを認定試験合格の基準としてはいるが、民法系科目と刑事訴訟法系の科目が配当されていないことが、既修者認定を受けた学生の一部に、不安を感じさせているようである。

ワークショップの選択において、学生たちは、やはり司法試験の選択科目との関係でワークショップの選択を決めがちであり、学生が民事法務に集中する傾向が見られる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

2007年度のカリキュラムにおいて、5-1-1の改善計画で示したように、民事法総合Ⅱあるいは刑事法総合Ⅱを前期科目とすることにより、若干の改善をはかることを予定している。

5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

法曹倫理に関する科目は、下記の3科目を開設している。

「弁護士の役割と責任」2単位、2年前期必修 6クラス

「裁判官の任務と責任」2単位、3年後期選択科目 1クラス

「検察官の任務と責任」2単位、3年前期選択科目 1クラス

「弁護士の役割と責任」は、弁護士倫理を軸に法曹倫理の基礎を学ぶことを目的としている⁵²。「裁判官の任務と役割」は、裁判官志望の学生を対象とし、裁判官の具体的な職務・生活、裁判官の倫理、裁判官の役割と在り方を考えることを目的としている⁵³。「検察官の任務と責任」は、検察官志望の学生を対象とし、検察官の機能と権能を比較法的に位置づけるとともに、ロールプレイングなどの方法で観察官職の疑似体験を通じて、検察官の任務と責任を全体として明らかにすることを目的としている⁵⁴。

2. 点検・評価

開設科目の授業の概要、授業計画等を含めて、開設状況に問題はない。「弁護士の役割と責任」では、弁護士教員だけでなく、研究者教員も担当者に加わることによって、弁護士の視点からだけの講義内容とならないよう配慮がなされていることは評価されて良いと考えている。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

現時のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

⁵² 別添資料3 『2006年度講義要項』22頁。

⁵³ 別添資料3 『2006年度講義要項』184頁。

⁵⁴ 別添資料3 『2006年度講義要項』185頁。

5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1. 現状

学生が、「目指す法曹」に向けて科目を選択し履修できるように、法曹像について、本法務研究科のブローシャーや Web ページなどで、「目指す法曹像」を学生に提示するとともに、連続講演会を開催し、「目指す法曹像」の形成のための情報の提供を行っている。本法科大学院は、21世紀の日本の社会が求める「世界に通用するプロフェッション」としての、質の高い優れた法曹と、法曹資格を持った法律専門職（国際公務員・国家公務員・企業法務担当者・法学研究者）を、一人でも多く育成し、社会に送り出したいと考えており、既成の枠にとらわれることなく、その能力を発揮できる「挑戦する法曹」、すなわちさまざまな国や文化、階層を超え、多様な価値観のもとに広く世界の企業や市民の問題に、正義を以て向き合える、真のプロフェッションとしての「挑戦する法曹」を「目指す法曹像」として紹介している。

本法科大学院が目指す法曹となるために必要な科目の履修については、学生が適切に履修科目を選択することができるように、「講義要項」・「科目登録の手引き」・「科目配当表・時間割」・「研究科要項」などを学生に配付して、コース設定や履修モデルの提示などを行っている。

選択科目については、あらかじめ学生に履修科目の希望をアンケートの形で聴き、学生が履修する希望の多い科目については、クラス増設等の手段で、できるだけ希望する科目を学生が履修できるよう配慮している。

科目履修登録時には、履修相談窓口を設け、事務所学務係と教務主任が相談に応じているが、通常も個別面談やメール等を利用しての履修相談に応じている。また、高学年の学生が新入生や低学年の学生の相談に乗る自主的な組織（Welcome-LS）があり、この Welcome-LS でも、相談窓口を設置したり、メーリングリストを活用して履修相談を行っている。

2. 点検・評価

きめ細かな履修相談に応じており、問題はないと思われるが、学生の希望により、クラス増設等の手段をとることは、学生の満足度は高くなるが、どうしても学生は司法試験に多少なりとも関連する科目の履修を強く希望することが多く、カリキュラムの理念にゆがみをもたらすことにもなりかねないので、クラス増設やクラス定員の増加については慎重に検討する必要があると考えている。また学生に対しては、適切な履修選択指導を根気よく行うことが必要であると感じている。

3. 自己評定

A－

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

- 5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

1. 現状

学年別履修単位数は、次の通りである。

1年生：学年最高履修単位数36単位（前期20単位、後期20単位）

2年生：学年最高履修単位数36単位（前期20単位、後期20単位）

3年生：学年最高履修単位数44単位（前期24単位、後期24単位）

2単位の授業時間数は、1, 350分である。

平成17年度には、新会社法の公布に伴う新法補習を3年生及び2年生を対象に任意参加で、20時間行った。

2. 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位であり、また、修了年度の年次に履修科目として登録することのできる単位数の上限は44単位である。科目登録は Waseda-net Portal システムを使って、Web 上で行っているが、このシステムでは、上記の上限を超える履修登録は自動的に排除される仕組みになっている。補講は休講を補填する措置であり、その範囲を逸脱しての補講は行われていない。また、現状で述べたように、補習も新法補習に限定をしているので、学生の自律学修を妨げるような補講・補習は行われていない。学生からは、答案練習のような試験対策的な補習授業を望む声がないわけではないが、そのような補習授業が果たして学生が望むような教育的効果があるかは疑問であり、正確な法律文書が書ける能力を養うことが肝要であると考えている。

3. 自己評価

合

4. 改善計画

現在のところ、改善すべき特段の問題はないと考えている。

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

(1) 概要

学生に対する授業計画の提示は、年度の初めに配付される講義要項（おおむね一般にシラバスと称されているものに相当するものであり、これからあと単に講義要項という）および講義実施時期において随時に掲出内容が更新される教育支援システムとが大きな二つの柱をなしている。

(2) 講義要項

これらのうち、まず講義要項は、科目ごとに分野内容の概観、授業内容の概要、使用予定教材および成績評価の方法などを提示するものであり、前年度末に配付されることにより学生に科目の概要を把握させ、履修選択の指針を与える役割をも担うから、前示基準5-2-1との関係においても意義を有する。この基準6-1-1との関係において講義要項が有する意義は、授業計画の概要提示と詳細提示という2つの課題のうち、概要提示を引き受けることに見出すことができる。すなわち、講義要項の授業計画においては、すべての回について各回の講義題目が見出しの形態で提示される。

(3) 教育支援システム

これに対し、授業計画の詳細提示を担うものが教育支援システムであり、電磁的な伝達手段であることの特質から、随時に掲出内容の更新が可能である。そこでは、単に各回の講義題目が見出しで提示されるにとどまらず、その各講義題目のもとで、どのような内容が扱われるかが具体的に提示され、学生は、それを参照することにより、授業の進行の具体像を把握して授業の準備をすることが可能となる。すなわち、教育支援システムによる授業進行予定の提示は、授業計画の提示であるという側面を有すると共に、すでに授業実施そのものの前駆段階をなすものであり、そのような意味において、この基準6-1-1と次述基準6-1-2とのあいだに跨るツールである側面をもつ。

(4) 授業実施の標準像

授業を実施する教師の側が教育支援システムに授業計画の詳細提示を掲出するのは、授業を実施する日の1週間から2週間ほど前であり、また、教育支援システムにおいて教師のほうで個別の学生の教育支援システムの参照状況を観察することができるが、それによるならば、学生が掲出内容を参照し

て授業準備にとりかかるのは、おおむね授業が実施される日の 1 週間前から 3 日前ほどである。

このように講義要項と教育支援システムは、役割を分担しながら学生に対する授業計画の提示において重要な役割を担っており、おおむね講義内容において年度初に提示されていたところに即した内容が教育支援システム上において具体化され、そして、それが実施されている。実際の授業進行における双方向・多方向の展開の状況などの関係から、授業内容が講義要項のとおりに進捗展開をみないことは實際上観察されるが、深刻な乖離は見られない。また、そのような乖離が生ずることとなる場合には、すくなくとも教育支援システム上において所要の案内がなされる扱いである。

(5) 一つの具体的な授業イメージ

このように教育支援システムによる授業進行像の事前提示が講義展開において担っている役割は、非常に重要である。ここに具体のイメージを示すべく一例を掲げるとするならば、たとえば 2 年後期配当の必修科目である「民法法総合ⅢQ」の「第 4 回」の項においては、つぎのような内容が事前提示されている。

今回から 3 回にわたり、電子教材に掲出する事案を素材とする学修に取り組みます。

この回は、つぎの各事項を確認して進行します。それらのうち[5]については、指定された一人の人が板書をした内容を素材として検討します。また、その板書の作業がされているあいだ、他の諸君は、席上において提示される課題について即時に文章を起案する作業を課されます。

- [1] 本件の訴訟物は、何であるか。
- [2] 本件において権利自白は、どの事実について成立しているものと考えられるか。
- [3] 本件の争点は、要約するならば、どのようなことであると考えられるか。
- [4] そのような法律上の争点が問題とされる背景を説明せよ。
- [5] 権利自白について述べよ。その普通の自白との異同をも併せて明らかにすることを求める。

このように講義席上における進行の基本像が提示されているところから、学生は、それに即応した事前の準備をして授業当日に臨むこととなる。また、教育支援システムにおいては電磁的に調製した文書を添付することも可能で

あり、この回の場合においては、仮想事案の訴状および事実摘示例が添付文書として掲出されている。

なお、この基準の関係での資料として、「講義要項」⁵⁵および「法科大学院教育研究支援システムの取扱説明書」⁵⁶を添えることとする。

2. 点検・評価

(1) 現在の運用の全体的評価

このように教育支援システムを基調として授業計画を提示する仕組は、全体として非常に優れているものと評価することができる。具体的には、もとより授業計画の事前提示がはかられるということを指摘することができるが、くわえて二重の意味において、そのような事前提示に要する時間の面においてコストを軽減することが可能となることも見落とすことができない。すなわち、一方において、授業の席上、教師は、印刷した教材を配付する煩瑣を経験しないですむし、また、授業の実施においても、当日の進行プランをくどくど説明することなく、「教育支援システムで案内しているとおり、早速始めましょう、さて、[1]の訴訟物を正確に述べることができるのは、だれですか」というふうに内容を切り出すことが可能となる。また他方において、事前準備においての教師と学生の双方にとっての随時性の恩恵ということがある。掲出内容の更新を教師は随時にすることができ、予定内容の告知や教材の伝達のために学生と会同することは必要がない。同様に学生にとっても、自身の都合が許すときに教育支援システムに接続して予習の準備にとりかかることができる。

(2) 問題点

もっとも、このような教育支援システムの活用が実効的に行われるためには、教師と学生の双方において、一定の努力や負担が要請されることも、あわせて指摘されなければならない。教育支援システムの効率的な活用には、さほど難度の高い情報処理技術が求められるものではないが、一定程度において情報通信の仕組を使いこなす習熟が求められる。このことは、教師と学生の双方について問題となりうるが、現実には、おもに教師の側について、一部の科目において教育支援システムによる授業内容の提示が適時・適切になされていない憾みがあり、講義アンケートなどにおいて寄せられる学生の意見などにおいても、そのことへの不満が、ときに指摘される。また、そのような学生の不満と関連することであるが、教育支援システムの活用による学修は、いうまでもなく学生が個人の経済的負担で個人使用の電子計算機を

⁵⁵ 別添資料 3「講義要項」。

⁵⁶ 別添資料 39「法科大学院教育研究支援システムの取扱説明書」。

備えることを必要ならしめるものであり、この点について学生の理解を得ることもまた、留意されなければならない課題である。

また、こうした問題点とは性質を異にする課題として、一部の科目においては、相当分量の判例について原文を参照することを厳しく求めるところから、かえって教育支援システムでの探索が非常に学生にとって負担感のある作業となり、またプリントアウトなどの関係でも若干の問題を生ぜしめている。

3. 自己評価

A-

4. 改善計画

教育支援システムの使用法についての実演を伴う説明会は、2005年度は、教員に対して年度初に一回実施し、その機会においては、単に技術的な説明のみではなく、教育支援システムの効果的な活用が授業の効果向上にとって有益であることについて教員間の認識の共有に努めた。しかし、いまだ浸透していない嫌いがあることは事実であり、2006年度は年度において2回催すこととした。いうところの催しは、いずれも、基準4-1-1において紹介する「知って得するFD」シリーズの営みの一環として行われているものである。

また、個人用の電子計算機を調達しなければならないことが学生にとっての経済的な負担になる、という問題は、教育支援システムによる授業概要の提示が浸透してきている近時は、学生からの不満の声は、従来に比べ、きかなくなってきた。結局のところ、教育支援システムが真に有益なものであることについて学生の納得が得られるかは、いかに教師のほうで努力して教育支援システムを魅力的に使いこなすか、にかかってくると思われる。

また、判例の原文を相当量について読ませる授業に関しては、単に教育支援システムの使用がもたらす問題という以上に、他の科目の予習復習を圧迫しているという指摘もきかれるところであり、講義の方法という実質面からの反省も求められる部分がある。判例の原文を丁寧に渉猟することを求めるという教育手法それ自体は、法科大学院における教育の在り方として基本的に誤っているものとは考えられないから、考えられる解決としては、そのような講義の手法を否定するということではなく、学生に参照を求めることとする判例を原文で編纂したケースブックを調製して学生に頒布するなどの工夫を講じてゆく必要があるものと考えている。

また、シラバス（講義要項）の記載については、履修科目選択の判断材料

となるよう、十分な情報を盛り込むさらなる工夫が必要であるものと考えている。

6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1. 現状と点検・評価

(1) 前提となる考え方

基準4-1-1において説明するとおり、本法科大学院においては、法律基本科目について、おおむね50名を超えない規模で受講単位を編成することを基本として授業を実施しているところであるが、このような少人数の受講単位の編成は、いうまでもなく双方向・多方向の授業展開を実効的に確保することという課題を意識したものである。しかし、ここで留意されなければならないことは、しばしば誤解されていることであるが、双方向・多方向の授業展開とは、けっして単に教場において受講学生を指名して答えさせることが形式として遵守されていればよい（「この論点について何々君どう考えますか」「ああ、それも、一つの考えですね、では、つぎに……」）という表層的なものであるとは私たちは考えない。思考力を具えた実務法曹を要請するための教育が、そのような単純素朴なものではない、ということの確認に立脚しつつ、つぎのような諸手順が重要であることは、本法科大学院の教員組織において、基準4-1-1の説明において登場する「知って得するFD」シリーズの機会などにおいて繰り返し認識を共有し、確認されてきたところである。

(2) 授業の具体的な実施

そのような考え方を踏まえた教場における授業展開は、受講学生に対する臨場感のある実質的な問いかけを機軸として組み立てられているべきであることはもちろん、さらに、受講単位の少人数編成を活かした教育の実践という見地からは、適時に学習報告書の提出を義務づけたり小テストを実施したりすることが試みられるべきであり、また、オフィスアワーの機会などを活用して学生に対する個別的な指導にも配慮がなされるべきである。くわえて、定期試験の成果の活用ということも、強調されてよい。定期試験で出題された問題は、教師の側が最も念入りに作題するものであると共に、学生のほうも、学習報告書の提出などの機会より以上に、真剣に取り組むものであるから、その成果は、単に試験を“やりっぱなし”ということにするのではなく、試験もまた講義の一つの重要な部分を構成するという認識（4単位の授業で経常の講義が30回あるとするならば、試験は、いわば31回めの講義にほかならない）に立脚して、その成果の活用がはからなければならない。この点については、開講年次においては、もっぱら教員各自の個人的な努力に委ねていたところであるが、2006年度前期の定期試験においては、教務主

任とFD委員長の連名通達を発出して、定期試験の成果の活用を教員組織全般に対し要請したところである。

(3) 若干の実例

以上に述べた考え方の実践例の若干を提示するならば、たとえば、1年次前期配当の必修科目である「民法ⅠB」においては、つぎのような通達を学生に発出して、前期のあいだに2回にわたり、学習報告書の提出を求め、それを教師が添削して還付し、採点基準を教育支援システムにおいて掲出すると共に、模範的であると認められる答案例を添削したものを、やはり教育支援システムに掲出している。

2 講義参加者は、第5回および第9回の復習課題について学習報告書を作成して、これを教師に提出しなければならない。

3 前項の学習報告書の提出は、第5回の復習課題にあっては5月2日の正午までに、また、第9回の復習課題にあっては6月9日の16:20までに、事務所に備え付けられている箱に差し入れてする方法による。

4 学習報告書は、第5回の復習課題にあってはA4判の用紙1枚を用い、また、第9回のそれにあってはA4判の用紙2枚または3枚を用いて、いずれも横書で作成するものとする。

また、オフィスアワーの実施は、一般に適切に行われているものと認められるが、実施の具体例のなかには、学生が研究室を訪問することに心理的な抵抗感があることや、質疑の成果を臨在する学生らに共有させようとする配慮などから、特別に教室を指定して実施する例もあり、やはり「民法ⅠB」に例を取るならば、あらかじめ学生に対し次のような案内をしたうえでオフィスアワーを実施している例もみられる。

課外面接の5月における実施要領を定める告示

1 1日(月)、8日(月)および22日(月)の課外面接は、17:00-18:30の時間に、301教室において実施する。

2 15日(月)の課外面接は、16:20-18:00の時間に、301教室において実施する。

3 29日(月)は、課外面接を実施しない。

4 講義実施細則第3項に基づいて提出された学習報告書は、8日(月)の課外面接の際に還付する。

さらに、定期試験の成果の活用については、2006年度前期の定期試験

は2006年の7月末から8月初にわたり実施されたが、たとえば2年前期配当の必修科目である「弁護士の倫理と責任」については、すべてのクラスに共通に、8月8日に教育支援システム上において下掲の案内文と共に詳細な解説および講評がなされている。

2年生の弁護士の役割と責任試験問題の解説と講評を掲載します。

とりあえず担当教員がまとめたものです。採点は各教員が行い、評価も各教員の裁量に委ねられます（各クラス毎の相対評価です）。各教員から補足のコメントがなされることもあります。

採点は22日までに行われますので、解説に異論・疑問がある場合はそれまでにメールしてください。

（4）各科目分野における授業の実施

ここまで述べてのは、当該法科大学院における一般的な方針ないし状況であるところ、なお個別の法律基本科目について状況を詳述しておくとするならば、つぎのとおりである。

a) 憲法 憲法関係の授業としては、「人権論」（1年前期）、「国家と法」（1年後期）、「憲法総合」（2年前期）の6単位の必修授業が設けられている。その授業の実施方法はほぼ同じであるので、「人権論」を例にして説明をする、1年前期に6クラスが開設され、6名の教員が担当している。授業内容の共通化と水準確保のために、①共通のシラバスを作成して学生に提示し、それにそって共通の授業を行っていること、②15回の授業について、各回の授業の「予習案内」を作成し、あらかじめ学生に掲示していること、③授業の際の学生への質問についても、あらかじめ系統的に質問表を作成し、基本的にそれに沿って質疑形式の授業を進めていること、④期末試験では統一問題を出題し、採点基準についても事前に打ち合せていること、⑤採点にあたって、とくに不合格の答案については相互に答案に目を通して採点の客観性を担保していること、などに努めている。

授業の基本方針として、主要な論点を15取り出し、その論点を中心に講義を進めるが、具体的には、当該単元の論点に関する重要な憲法判例を一つ選び、その判例（「検討判例」と呼んでいる）を検討するというかたちで講義を進めている。学生には、①当該単元に関する憲法上の論点をあらかじめ予習課題として提示し（ただし授業では扱わない）、②当該単元にかかる憲法判例（「検討判例」）をあらかじめ読んでくことを要求している（下級審から最高裁まで）ほか、③当該「検討判例」に関連する必読判例・参考判例をも

提示し、とくに必読判例についても事前の予習を要求している。

この結果、学生からは、予習の分量が多すぎるという不満が少なからず出されており、教員としても予習の量を減らすように努力している。

各回の授業は、検討判例について、事実、原告・被告の主張、憲法上の争点、裁判所の判断などについて、教師が質問し、学生に答えさせるという方式で進められている。前述のように、学生には、約1週間に、あらかじめ「予習案内」を配付している。そのなかで、当該単元で扱う憲法問題に関する基礎的事項に関する質問と、検討判例・必読判例・参考判例を掲げている。また、教員の一部は、さらに「検討判例」の読み方や必読判例の選定について、予習の際の指示を与えている。

授業は、教員から学生に対する質問と学生の解答とによって進められるが、一部の教員は、授業のはじめに基礎事項について概説し、授業の最後にまとめを行っている。1クラス40数名の学生のうち、半数以上に答えさせるように質問を配分している。学生を指名するほか、任意の発言を求めることも多い。質問は、判決の事実、当事者の主張、判決の論理について、判決の理解を問うものと、判決の論理や結論への賛否について自己の意見を述べることを要求するものとに分かれる。いずれも、学生の法的思考能力を高めるように配慮している。

試験においては、判例を読ませて、論評させる（上訴理由を書かせる）という形式を取り、講義の延長上での論述試験を行っている。講義が質疑形式で行われているため、必然的に試験は、講義の範囲からの出題と知識の確認というものではなく、新判例を素材とした応用という形式となり、そのため、学生には論述式の高度の試験となっている。これまでの試験では、2004年の第1期の学生の試験では試験時間が3時間であったため、学生の答案は一定の水準が確保されていた。しかし、2005年の第2期生以降は試験時間を2時間としたため、学生の答案で未完成・未熟なものが多く、不可の評価が相当数生じている。

採点にあたって、採点基準を設けて、学年レベルでの採点の統一化をはかっている。とくに不合格答案については、教員が相互に答案を読み合って、不合格かどうかの確認をしている。その他の評価については、基本的にクラス担当教員の判断に委ねられているが、基本的には教務からの指示を遵守して、A・B・C・Dの割合を基準に照らして維持することに努めている。

全体として、授業のなかでは、講義にわたる部分は多くはなく、基本的に質疑を中心に進めている。そのために、未修者を中心に、基礎の分野についての講義をしてほしいという意見が強く述べられている。この点について、憲法担当教員の間でしばしば話し合いをもったが、その都度、「法科大学院での講義は、教えることにあるのではなく、考えさせることにあるべきである」という理由で、現在の授業の方式を維持することが確認されている。学生の

意見では、憲法の判例を素材にした質疑による授業の方式を支持する声も根強い。法科大学院の講義のねらいが自ら考える力を要請することにあることを考えれば、憲法の現在の授業方式は大きな成果をあげていると評することができる。

b) 行政法（行政過程論） 科目担当の形態は、6クラスを4名の教員で担当するというものである。教員間では、科目で採りあげるべきテーマと、学習到達目標を共通理解にする、という確認がなされている。そのうえで、検討すべき行政法規や詳細な質問項目、さらには教育方法といったものについては、あえて統一をしていない。このことから、各教員の実際の教育方法についての学生の「評判」について、科目の世話人が各教員に対する学生の評判を折に触れて収集するように努力している。この学生の評判の収集により、検討する判例が少ないとの印象を持たれているクラスがあり、その情報を各教員に伝えることなどの対応を行った。

教育方法については、まず、科目の教育方法を考える素材として、公務員や法曹などの各層から、「ロースクールでの行政法教育に望むものは何か」との意見を収集する作業を行ったところ、行政法規を読む訓練をして欲しいとの声が最も多い要望であった。このことから、問題を検討するについて、関係条文を確認する作業を意識的に行っている。しかし、この関係条文には、学生が携帯する「小六法」には掲載されていない法律も多く、PC持参の学生に法令検索システムで該当法律・条文を呼び出させ、読み上げさせるという工夫等を行っている。

また、行政法を学んだ経験のある学生は、各クラスで0～2名という現実があり、担当教員が行政法の知識のまったくない学生に対して問答形式で授業を進めることに困難を感じる場合には、無理をして問答形式にこだわらず講義形式での運営の分量を増やしても良いということを教員間で了解している。

取り扱う判例は、可能な限り第一審判決から読んでくるように指導している。生の事件を整理して行政法的争点を抽出し、その争点を法律論的に並び替えて論じるという能力を養成するためには、第一審判決から読む必要があることを強調している。

授業において検討する問題と、そこで素材とする判例情報については、少なくとも一週間前に学生に伝え、十分な予習をさせたうえで、講義は、検討問題について設定されている小問についての質問から始められるというのが通常である。

試験と採点について、まず6クラスの試験問題は、全教員で協議して統一問題を作成している。採点については、採点基準を作成して採点しているが、学生に伝える点数は、各クラス別での相対評価で出すことにしている。その

結果、素点よりも高めの評価点が学生に伝えられる結果となっており、学生には高めの評価点となっている事実を伝えている。

なお、受講している科目での最も学習の困難さを感じるのが行政法であるとの評価は、学生間で一致しているようである。この評価は、他大学のロースクールにおいても変わることはない。このような現状から、さらに行政法の学習方法の工夫・改善を進めていく必要があることについては、担当教員の一致して認識しているところである

c) 民法 民法関連の授業はおおむね、「学生による予習→教場での授業→復習による定着」という形で運営されており、それぞれのプロセスにおいて担当教員が各種の創意工夫を施している。一つの例を挙げるならば、つぎのとおりである。

授業の1週間から3日前までに、教育支援システム上に予習の案内を掲載する。具体的には、該当する教科書のページを指定し取り上げる項目を示したうえで、2個から4個程度の課題（事例問題や重要な判例・論点の検討など）を課するのが通常である。このような予習を課すのは、学生がまずは教科書を読んで基本的な知識を身につけた後、課題に取り組むことによって、その知識の運用を実際にやってみたり、重要な判例や論点をひとまず自分で考えてみたりする機会を学生に与えるためである。

以上の予習を前提にして教場での授業は展開される。教場では通常、①その回の項目に関する基本的な知識の確認をしたうえで、②課題の検討に進む。

①については、基本的な知識について教員から質問（例えば「無効と取消しの違いは何か」）が発せられ、教員の指名を受けた学生がこれに答える形が多い。もっとも、基本的な知識の一層の定着をはかるために、時間的な制約こそあるものの、一定の配慮がなされう。例えば、答えに誤りが含まれている場合に、すぐにその誤りを指摘するのではなく、誤りを解答者自身に気づかせるような追加の質問をさらに発したり、または、他の学生にも同様の質問をして答えさせ、二つの答えを比較して議論させたりしている。

②については、指名を受けた学生または希望した学生が予習での成果を披露し、それに基づいて検討を進めることが多い。ここでは、事例問題の検討であれば、それへの対応の仕方（事例を分析して民法上の論点を抽出し、その解釈論を検討するなど）を学生と共に実践し、判例の検討であれば、適宜の質疑応答を通じて判例のポイントをつかみ、その射程を探るなどして、基本的な知識を応用する力を養うようにしている。そのような目的をより良く達成するために、たとえば、ある論点について学生をA説支持・B説支持に分けたり判例に賛成・反対に分けたりすることもある。このような方法は、一つの正解を求めたがる学生には、法律学の議論には正解というものがないことを実感させる機会になろうし、通説・判例を暗記して事足りるとする学

生には、多角的な視点からの検討が必要であるとのメッセージを与えることにもなる。

教場での授業が終わった後、基本的な知識の定着とその応用能力の一層の発展をはかるため、短答式問題や事例問題、あるいは前回の授業のポイントや留意点を示すなど、復習課題を課す。これらの多くは学生の自発的な取り組みに委ねているが、ときには、その成果をレポートの形で提出させる（教員がこれを添削して学生に返却した上で、要点を解説したり学生に個別の助言を与えたりしている）などして、学生の復習の状況をチェックするようにしている。

d) 商法（会社法） たとえば「会社法Ⅱ」においては、シラバスに基づき各回の授業で何を取り上げるかを3名の教員（6クラス）の間で統一し、教育支援システムに掲出している。授業日の概ね5日前にA4で5～10頁程度のレジュメを掲示するとともに授業で取り上げる判例・解説等を添付ファイルまたはリンクにより示し、レジュメに沿った予習のほか、1回の授業につき平均して3件の参考文献を読み、考えをまとめてくることを求めた。レジュメには、授業で問う質問事項（場合により事例問題の形式をとる）を示した。質問は、条文に表れた制度の趣旨（なぜそうなっているのか）を問うものと、制度の趣旨からどのような解釈論を導けるかを問うものが多い。授業においては、レジュメ中、理解が難しい部分および重要な部分を中心に補足的に説明し、質問について学生に答えさせた。答が十分でない場合にはヒントを出して再質問し、他の意見はないかをフロアの学生に求めるなどしており、全部で15回の授業で、各学生とも最低4回は質問に答えている。たとえば、取締役の会社に対する損害賠償責任について過失相殺が認められるかという論点については、裁判例と評釈を示し、「過失相殺を認める解釈を支える根拠」と「過失相殺を認めない解釈を支える根拠」を学生に答えさせた。その際、裁判例や評釈に表れた見解を材料にして、①それぞれの解釈を導く根拠としてどのようなものがあり得るか、②その根拠が妥当かを、区別して論じるよう指導した。また、株主総会における取締役の説明義務については、事実関係の詳細が分かる裁判例を用いて、判決の一般論とその事案（個別の質問に対する説明）への当てはめの適否を論じさせた。このような作業を通じて、説明義務の履行（質問者が理解できればよいのか、一般株主が理解できなければならないのか）について、学生が自らの見解を論理的に展開することができるよう指導した。レジュメの解説に充てる時間と質問事項または事例の検討に充てる時間は、概ね6対4である。

e) 民事訴訟法 「民事訴訟法」の科目については、あるクラスでは、毎回、事前に指名した15名前後の学生に授業で扱う課題についてレポートを

提出させ、教員が、授業日当時までにこれを添削し、授業日において各自のレポートを返還してその内容について質問を發し、また、レポート提出を命じなかった残りの学生に対しても、授業中、指名して質問を發し、不十分な答えについては再質問をして考えさせる方法で進行している。また、あるクラスでは、一定回数の授業で扱った基礎的知識を確実に修得させるため、授業時間のうち40分位を割いて小テストを実施し、残りの授業時間内で学生にその解答を述べさせ、質問を發するなどして双方向の授業によりテストの成果を収めさせている。小テストは、7回または8回の授業に1回の割合で合計3回実施され、その結果については、教育支援システムに解説とともに成績分布を掲出し、各自の学修の達成度について認識を促している。

「民事法総合Ⅰ」の科目においては、三木浩一ほか編『ロースクール民事訴訟法〔第2版〕』（2005年、有斐閣）を教科書とし、その授業運営については、あるクラスでは、各回の課題について、報告担当者を3名一組のグループに分け、前回の授業日までに次回の授業日に扱う分のレポート（A4で3枚ないし5枚）を教育支援システムで掲示し、授業日当日は、前半の時間には、担当者の報告と学生間の討議を行わせ、教員が随時その議論の軌道を整理する等して討論を指導し、後半の時間は、教員が前半の議論を踏まえて、その課題についての全般的な解説とこれに対する学生からの質問に応じる方法で進め、多方向、双方向の授業を実現している。なお、教員からは、当日の解説等の要点を改めて授業後に同システムに掲出して、授業の復習のための資料とさせている。半分位の課題を終了した時点で、中間試験を実施し、これを採点して還付し、解説を同システムに掲出している。これについては、学生は、個別にオフィスアワーを利用して、教員から自己の答案内容についての指導を求めることなどもみられる。

定期試験の成果の活用については、「民事訴訟法」の科目においては、定期試験後、教育支援システムに問題の趣旨、問題点、採点基準などを掲出し、また、オフィスアワーを利用して学生からの質問に対応している。「民事法総合Ⅰ」の科目においても、同様の方法で授業が実施されている。あるクラスでは、多くの学生が、十分な理解ができていない部分や自己の答案の具体的な問題点などについて、教員の指導を求める目的で、オフィスアワーを利用し、単独または複数で教員の研究室を来訪するということがみられた。合格点を得られなかった学生は、どこかの理解が欠けているか、今後どのように復習をするかなどについても指導を受けた。

f) 刑法 「刑法」の科目においては、6名の担当教員で協議して「共通進行表」を作成し、それに基づいて講義をしている。「共通進行表」には、毎回のテーマのほか、取り上げるべき論点、検討する判例および参考文献が記載されており、各担当教員の講義の指針とされると共に、学生にも教育支援

システムによりデータの形で配付され、その予習の手引きとしても利用されている。さらに、担当者の多くは、詳細レジュメを各自作成して事前に教育支援システム上の共通進行表にデータ形式で添付し、予習と授業当日の便宜をはかっている。

授業は、各教員で程度の差はあるものの、すべての担当者が学生との問答等の双方向形式を採り入れている。一例を挙げると、基本事項の説明と問答との比率は、4対6程度であり、問答では、意見の分かれる点についてその理由と共に述べさせることを中心とするが、その際、必ず学生の述べた意見に対して批判を加え、さらにそれに対する反論を述べさせることによって、批判対応能力の養成に留意している。

また、文章作成能力の養成という観点から、5月下旬に、6名の担当教員で「共通課題」として事例問題を出題し、すべての受講生に自宅学修として論文を作成させている。提出後に、教育支援システムを通じて、解答のポイントと講評を提示する一方、作成された文章は、アカデミック・アドバイザーにより詳細に添削されて返却されるが、担当教員も自分のクラスについては詳細に目を通し、学生の学力を把握すると共に、必要に応じて内容についても指導を加えている。

期末試験については、6名の教員で協議して統一問題を出題しており、その評価に際しては、不合格評価につき6教員全員で協議して決定している。

「刑事法総合Ⅰ」の科目においては、刑法を中心とした判例研究を扱っているが、6名の担当教員で協議し、検討判例を統一して、統一シラバスに基づき授業を運営している。詳細レジュメを事前添付している担当教員もいる。

授業は、各教員で程度の差はあるものの、すべての担当者が学生との問答等の双方向形式を取り入れている。説明と問答の比率は、おおむね3対7程度である。問答では、問題点の抽出や背景についても質問し、また、事例を変化させることによって、当該判例や理論の射程をも意識させるようにしている。

期末試験については、6名の教員で協議して統一問題を出題しており、その評価に際しては、不合格評価につき6教員全員で協議して決定している。

「刑事法応用演習」の科目は、演習科目であって、その授業内容は各担当者が決定し、シラバスによって学生に提示される。標準的な形態として、刑法総論・各論の最新判例の研究をテーマとし、全員が判例集の原典に当たってきていることを前提に、問題の抽出、判例理論の抽出と批判・検討等を行った。演習科目ということもあって、説明と問答の比率は、2対8程度である。一部のクラスにおいては試験も行ったが、講義課目に比べて平常点の比率が高くなっている。

g) 刑事訴訟法 刑事訴訟法関係科目のうち必修科目として、1年の必修

科目である「刑事訴訟法」、2年の必修科目として「刑事法総合Ⅱ」および「刑事訴訟実務の基礎」がある。

「刑事訴訟法」の科目においては、各クラスに共通のシラバスを作成し、共通して取り上げるべき論点を4点ないし5点、判例を2点ないし3点を決定して、教育支援システムに事前に掲載するようにした。各担当者は、これに加えて講義レジュメを作成して、講義の前に同システムに掲載して学生が予習できるようにした。30回の講義のうち1回の60分を公判ビデオの鑑賞、他の1回の60分を裁判員裁判公判ビデオの鑑賞にあて、手続の実際を理解することができるようにした。このビデオ鑑賞の時期に中間試験を実施した。なお、試験問題についても各クラスに共通問題を作成した。あるクラスの例を紹介しておく、①事前に6頁ないし8頁ほどのレジュメを、授業の3日ないし4日前までに教育支援システムに掲載することとした（週2回の授業のため、直前の掲載のほうがよい）。レジュメでは、教科書に記載してある基本事項のまとめが2頁ほど、発展問題と判例が4頁ないし6頁という比率で作成した。②レジュメには毎回10個ないし20個の質問を事前に掲げ、その質問を講義で尋ねるようにしたが、学生の解答に対しては、その解答の根拠やその解答の発展問題などの関連問題を多く質問するようにした。解答する学生にはマイクを持たせ、教師と学生の討議内容が全員に伝わるようにした。これにより担当学生が答えられない場合に他の学生が即座に議論に参加することができた。③レジュメの基礎知識部分には授業の3分の1ほどの時間をあて、あとは発展問題や判例研究に充てるようにした。学生は授業の後には多く質問に来たが、オフィスアワーを利用して研究室まで質問に来る学生は僅かであった。④定期試験の解答に関する質問については、解答用紙の写しを返却して指導したが、一定レベル以上の学生しか質問には来ないという傾向があった。

「刑事法総合Ⅱ」においては、判例研究を行っている。この科目は、刑法と刑事訴訟法の総合科目であるから、事案に含まれた実体法的问题是当然に前提となるが、おもに刑事訴訟法関係の論点を中心とする判例を取り上げてきた。毎回2個ないし3個の判例を取り上げることとしたが、取り上げる判例については、事前に担当者間で打合せ、全てのクラスで取り上げるべき共通判例を決定し、シラバスで事前掲示している。各担当者は、これに加えて、それ以外の判例を追加することも認められている。

「刑事訴訟実務の基礎」の科目においては、事件記録を資料として事前に学生に配付し、それに基づく起案等を提出させ、添削を加えた上で、授業を行っている。授業の後には使用した資料は返還させた。なお、授業は、判事・検事・弁護士の3人の教員によるオムニバス形式で行われ、授業の最後の3回は3人の担当教員が合同で模擬裁判を行っている。

(5) 現状の評価

このように、教場における双方向・多方向授業の実施、少人数編成を活かした指導態勢の確保、さらに定期試験の成果の活用のいずれの部面においても、一般に、相応の成果を収めているところである。ただし、これらの取り組みが、すべての科目について、あまねく徹底して行われているか、と問うならば、やや遺憾なしとしない状況もみられる。

学生に対する講義アンケートにおいても、双方向・多方向の講義進行の実施状況については、教員のあいだにおいて格差が見受けられるという指摘がなされている。

また、定期試験の活用励行を求める上記の教務主任・FD委員長の要請がなされた2006年度前期試験における当該施策の実行状況については、たとえば1年生のある組においては、「民法Ⅰ」について答案還付ならびに出題解説、例示答案および採点基準の掲出がなされ、「民法Ⅱ」・「人権論」の科目においては部分点を記した答案が還付されたことに加え、後期に解説講義が予定されており、「司法制度論」の科目においては出題解説が教育支援システムに掲出されている。また、2年生のある組においては、「憲法総合」の科目においては詳細なコメントが添えられた答案の還付がなされたほか出題解説が教育支援システムに掲出されたし、「民事法総合Ⅰ」・「会社法Ⅱ」の科目においても出題解説が掲出されている。さらに2年次の別の組においては、「憲法総合」の科目は点数を記した答案が還付され、「民事法総合Ⅰ」の科目においては、同様の答案還付のほか解説が掲出され、「会社法Ⅱ」の科目では解説が掲出され、「行政過程論」の科目については、成績発表直後の9月8日に採点所感が受講者に伝えられている。

しかしながら半面において、これらのクラスの他の必修科目である法律基本科目については、定期試験の成果の活用について特段の措置は講じられておらず、不徹底な状況が観察される。

なお、この基準の関係での資料として、講義要項および法科大学院教育研究支援システムの取扱説明書を添えることとする。

2. 自己評価

A-

3. 改善計画

授業計画の効率的な事前提示や教場における双方向・多方向展開による授業効果の確保については、基準4-1-1において紹介する「知って得するFD」のシリーズの集いなどの機会を通じて、教員間において認識を共有し、

その啓発励行に引き続き努めてゆくことが求められるものと考えている。

定期試験の成果の活用は、制度的な実施励行を呼びかけるようになってからの時日が短いことから、いまだ十分な成果を収めていないものと認められるけれども、それだけにまた、これについても引き続き、その重要性について認識が浸透するよう努めてゆく方針である。

6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1) 架橋教育の考え方

理論教育と実務教育との架橋について、しばしば人々が抱いている誤解、それこそが、本法科大学院にとっても、どのように向き合うかを考えなければならない一つの大きな課題である。

専門法曹の養成に特化した教育機関である法科大学院は、理論教育のみに終始してはならず、実務教育を意識すべきである、という観点それ自体は誤っていないにしても、その素朴な受け止めは、往々にして、カリキュラム上一定の比重で実務系科目を設置し、相当数の実務家教員を任用して実務系科目の担任を委ね、そうした科目を履修することで学生に実務を実体験させることが架橋教育である、という理解を招来しかねない。この基準に係る記述において、こうした思想を“通俗的な架橋教育イメージ”と呼ぶことにしよう。

そのような“通俗的な架橋教育イメージ”は、結局のところ、まず一方において、教員の側には、実務教育を実務家教員に任せ切りにすればよいという意識を産み、そこからは、研究者教員と実務家教員とのあいだに深刻な意識の断裂が惹き起こされるにちがいない。また他方において、学生にとっての架橋教育の意義は、なんとなく現場の雰囲気をも体験することは役に立つ、というほどのことなのであろうか。そのような位置づけを容認する部分が法科大学院の側にあるとするならば、つまるところ学生にとって実務系科目の履修は、法律基本科目などの履修の傍らに置かれる“添え物”でしかないということになりかねない。“通俗的な架橋教育イメージ”に立った教育は、要するに、実務教育の形式的な履行ではあっても、けっして理論教育との架橋を伴ったものではないと考えられる。

そのようなものではなく、法科大学院に求められている実質的な架橋教育は、理論教育のなかで実務的な実践性が意識され、また、実務教育においては理論的契機が重視されると共に、現行実務への批判的な視点という主体的な視座が伴っていることが望まれ、これらが相互作用を醸し出すことによって達成されるものである、と私たちは考える。学生が模擬裁判やクリニックを履修するのは、単に実務の雰囲気を体験するといった観点から意義づけられるべきではなく、それによって実体法・訴訟法の実質的な理解が深化される契機こそが注目されなければならないであろう。実施された初回の新司法試験の民事系大々問の設問2において、弁論併合の場合における民事訴訟法152条2項の適用がもつ意義が問われたことなどを例に取って言うならば、

このような局面の理論的に的確な理解にとっては、座学のみによったのでは論点の所在すら十分に把握することができないはずであって、模擬裁判などの科目の履修が有益である。こうした例を踏まえて言うならば、臨床教育が受験準備の障害になるといった“通俗的な架橋教育イメージ”の副作用として抱かれがちな印象は、まったく誤っているといわなければならない。

(2) 臨床法学科目における架橋教育

本法科大学院の臨床法学教育の中核を担うものはクリニックであり、民事・家事・労働・ジェンダー・外国人・憲法・知財・刑事の各クリニックにおいて、次述基準6-1-1について詳述するとおり、少人数（2名から8名ほど）の学生に対し、実務家教員と研究者教員が共同して担当して授業を実施し、そのなかでは、実務の在り方についても常に批判的視点を持って臨むとするなど、つねに実務と理論の架橋を意識した授業展開を試みている。

(3) 実務基礎科目における架橋教育

実務基礎科目は、2年前期において「弁護士の役割と責任」を、また、2年後期において「刑事訴訟実務の基礎」・「民事訴訟実務の基礎」をいずれも必修としており、これらが理論・実務の架橋を追求する趣旨の講義であることは、いうまでもない。これらのほか、2年後期の選択必修科目として、「民事弁護実務」「刑事弁護実務」「憲法行政訴訟実務の基礎」「国際取引実務の基礎」などを配置している。

(4) 法律基本科目における架橋教育

法律基本科目においても、具体的事例の分析と検討により事実関係の分析能力と法的解決能力の涵養、法律家としての責任感と倫理観の涵養が意識した授業が試みられている。そこで追求されているものは、判例や学説の検討を通じた法的解決能力の錬成、専門的知識の習得、創造的・批判的能力の涵養であり、あわせて、実務の状況の紹介やその批判的検討を通じた専門的知識の習得、創造的・批判的能力の醸成が意識されている。

2. 点検・評価

(1) 臨床法学科目

すべてのクリニックに研究者教員が参画して、事案処理のなかで学生に対し、関連する学術文献を教示するなど学界の理論動向を意識させる工夫を講じている。刑事のクリニックは、弁護士の登録をした刑事実体法専攻の研究者教員が実務家教員と共に、公訴提起前の段階から事案に関与して学生を指導する、という画期的な試みもある。刑事のクリニックについては、被疑者

との接触の機会に学生を円滑に関与させることの可能性などについて周辺環境整備上の課題も少なくないが、所与の状況のなかでの努力を尽くした授業展開になっていると考えることができる。民事系のクリニックも含め、一般的に学生の全員について損害賠償責任保険（法科賠）を付保して、守秘義務などとの関係での事故に備える態勢を調べていることも指摘しておきたい。

なお、クリニックは、目下のところ、希望する学生の全員が履修することのできる実績となっている。また、エクスターンシップも、派遣先の受入条件と学生の希望との調整が難しいことから履修が実現しなかった少数の事例を除き、同様である。

（２）実務基礎科目

「弁護士の役割と責任」「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」などの必修科目および「民事弁護実務」「刑事弁護実務」「憲法行政訴訟実務の基礎」などの選択必修科目は、法律基本科目で修得した知見を臨床法学科目の履修などにおいて適切に展開・発揮することへと導く字義通りの架橋の役割を担っており、授業の展開も、そのような位置づけを意識するものとなっている。たとえば司法制度審議会意見書が架橋教育の要請される素材として例示する要件事実論および事実認定論の基礎的部分などは、「民事訴訟実務の基礎」で取り上げられる。

「弁護士の役割と責任」の科目においては、弁護士としての登録をした研究者教員も担当者の一人となっており、このように研究者教員が現実の実務系の科目を担当することにより、実務家教員とのあいだの実質的な問題意識の共有がはかられていることも特筆しておきたい。

なお、選択必修科目である実務基礎科目は、年度・科目により若干状況は異なるが、おおむね希望のと通りの履修が可能である実績である。

（３）法律基本科目

民法・刑法などの実体法や民事訴訟法・刑事訴訟法のような手続法を扱う法律基本科目においては、それらにおいて扱われる素材が実務的な実践性を帯びていることを意識した授業展開が試みられている。

たしかに要件事実論などを法学既修者でない学生に対し初期の段階で本格的に講ずることの当否については、各方面において論議がなされているところであるが、問われるべきことは、そうした早期の導入の適否といった表層的な問題ではなく、そもそも教える側が要件事実論であれば要件事実論をどのようなものとして捉えているか自体であると考えられる。要件事実論として扱われているものの内容を学生に暗記させるものであると思っているのであれば、それは既修者の段階で取り上げられる場合であったとしても、弊害があるばかりであって、すこしも架橋教育に益するところはない

であろう。

むしろ、それが実務的な実践性に富むと共に、理論的にも思考の醍醐味を具えたものであることを教える側が意識してこそ、授業における展開は、生命力に溢れるものとなるはずである。民法の一部の科目で行われていることを例示するならば、時効取得の要件について民法の通常の講述を展開したうえで、占有の継続を主張立証する必要がないことを指摘したり、時効援用の意思表示を摘示する必要を指摘したりすることは、学生をして民法の推定規定がもつ重要性を再確認させ、また、時効の法的構成に関する議論が実践的な意味をもつものであることの関心を喚起するはずであり、そうした契機を通じて民法の理解の深化を促すという効用が観察される。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

架橋教育の問題について、本法科大学院の悩みは、深い。私たちが直面しているものは、ひとことで言うならば、先に述べた“通俗的な架橋教育イメージ”との格闘である。

なるほど、本法科大学院は、カリキュラム上、相当の比重で実務系科目を設置し、また、私たちが優秀であると自負する相当数の実務家教員を擁している。しかし、それが架橋教育であると言うならば、それは、すでに指摘したように、まったくの誤解であるし、本法科大学院が実践しているものも、そのようなものではない。しかし、社会一般は、本法科大学院に対し、臨床法学教育の先導的な役割を担う機関であるという評価を与えると共に、しばしば“早稲田さんはクリニックばかり一所懸命ですが司法試験は大丈夫なのですか”という揶揄を述べる向きもみられる。

そうした世評は、やがて入学者選抜に志願する受験者や学生の動向の一部にも好ましくない影響を生ぜしめてきている。大学当局に対し、「早稲田のノホホンとした理想主義につきあうつもりはない」として、受験準備への取り組みの欠如を難ずる意見が学生から出されたりしていることは、その例証である。また、2006年度前期の講義アンケートにおいては、「弁護士の役割と責任」の相当数の受講単位（クラス）について、講義評価が前年度より低下しているが、担当教員ならびにその講義の手法および講義への熱意は前年度と異なっていないから、これは奇異なことであると言わざるをえない。結果を集約した本法科大学院のFD委員会においては、司法試験制度の運用を取り巻く厳しい情勢のなかで、学生の側が、司法試験科目でない科目の、中

味というよりも存在そのものに対し抱く反発が表われた結果ではないか、という推測もなされている。当面のあいだ司法試験制度が過重な負荷を伴って運用されてゆく状況のなかにあって、こうした学生の受け止め方を全く理解することができないものではないが、そうであるからこそ、このような、いわば時局と向き合って架橋教育の実践に工夫をこらすことが課題となるであろう。

幸にして、悲観的な要素ばかりでもない。司法試験の受験を経験した修了生からは、「丁寧に事案を分析する授業は試験に役立った」「クリニックでしてもらった添削が文章力の涵養につながった」という声も寄せられており、ここには、架橋教育という論点と司法試験制度の運用とのあいだの良好な連携を構築するうえでの一つのヒントが潜んでいる。

こうして現状が孕む積極・消極の両面を慎重に見据えながら、私たちは、あるべき架橋教育の理念を教員間で不断に再確認すると共に、理念の外部への説明と学生への啓発に努めてゆくことが重要であると考えている。

6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

(1) 当法科大学院における臨床法教育系科目の概観

当法科大学院においては、臨床法教育系の科目としては、民事、家事、刑事、労働、ジェンダー、憲法、知財、外国人の8つの各専門臨床法学教育（リーガル・クリニック）（当法科大学院では、カリキュラム上、リーガル・クリニックを「臨床法学教育」と呼んでいるが、混乱を避けるために、当法科大学院のカリキュラム上の「臨床法学教育」を以下で「リーガル・クリニック」と呼ぶ）とエクスターンシップが設置されている。

リーガル・クリニックは、実際の依頼者についての、現実には生起している事件について、当法科大学院の教員の指導監督下で、法律相談や事件担当をすることを意味し、当法科大学院付設の法律事務所で行うもの（民事、家事、刑事、労働、ジェンダー）と、教員が所属する外部の法律事務所等で行うもの（憲法、知財、外国人）がある。

他方、エクスターンシップは、当法科大学院と契約を締結した、外部の法律事務所、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織などで、法律実務を行うものである。

これらの臨床法学教育系科目は、民事弁護実務、刑事実務、憲法行政訴訟実務の基礎、労働訴訟実務の基礎、国際取引実務の基礎、国際契約締結交渉、模擬裁判などの実務基礎系の科目におけるシミュレーションと有機的に関連しながら実施されている。

(2) 各科目の実施状況

① リーガル・クリニックについて

リーガル・クリニックについては、2004年度から試行プログラムが行われ、2005年度からは、民事、家事、刑事、憲法、知財の各プログラムが正規開講され、2006年度からは、全科目が正規開講されている。正規履修学生がいない場合や少ない場合には、2年生も試行プログラムとして参加している。

このうち、前述の通り、民事、家事、刑事、労働、ジェンダーの各プログラムは、本法科大学院付設法律事務所において教育を実施している。

民事、家事、労働、ジェンダーの各プログラムは、以下のような形で実施されている。

第一に、教員である弁護士2名ほど（原則として実務家教員と研究者教員のペア）と学生3〜4名が1グループを作り、以下の法律相談、事件などを

担当する。クリニック実施にあたっては、初回に、法律相談における基本的な考え方を話すとともに、守秘義務の重要性を説明し、守秘義務履行に関する誓約書の提出を義務づけている。

第二に、クリニックごとに、定期的な相談日を設定し、相談者との面談を行い、必要があれば事件を受任する。受任の際には、受任の必要性と事件の特質上公設事務所として取上げるべき案件かどうかといった点にあわせて、教育的観点から事件の妥当性を判断し、受任を決定している。相談及び受任に際しては、相談者に本法科大学院及び臨床法学教育の趣旨を説明し、学生の関与に同意を得ることを前提としている。

また、本法科大学院の Web サイト、大学広報、新聞折込みチラシ、地元商店会等との連携などの手段によって、本法科大学院付設法律事務所の存在を周知し、相談者が継続的に来所する体制を整備している。

第三に、学生は、相談段階から教員とともに事件に直接関与し、受任後も教員の指導監督下に事件の処理を担当する。学生は、相談段階で、相談者とのコミュニケーションの技法、まったく新しい事案についての事実の聞取りと事案分析、その法的論理的構築等を求められ、担当教員との協議の後、相談者に具体的な回答をする形をとっている。事件受任後は、具体的な事実調査、証拠収集から、訴状その他の各種文書作成等を行い、さらに証人尋問については、尋問事項を作成し、証人や当事者本人と打合せを行う。その過程では、事件に関連する現場に出向いて調査を行うことや、裁判所での裁判傍聴、相手方との交渉立会等も行っている。すでに多数の事件解決にまで至っており、可能なかぎり学生には、最初の相談から最終的な事件解決まで担当してもらうようにしているが、事件が学期を超えて継続している場合には、引継書を作成しての引継などによって、次の学期の学生に引継を行っている。

第四に、定期的に事例検討会を開催し、担当学生だけでなく、全体で事件の法的問題点、処理方針の適切さなどについて議論検討し、さらに、各期末には、学生から、担当した事件の内容と処理状況・費やした時間・学習成果などについての報告文の提出をしてもらっている。

いままで、2005年度には、3年生20名のうち、民事クリニックを7名が正規履修、家事クリニックを1名が正規履修した。2006年度は、民事クリニックを前期に19名、後期に3名が、家事クリニックを前期に7名、後期に4名が、労働クリニックを前期後期とも2名が、ジェンダークリニックを前期に2名が、それぞれ正規履修した。

刑事クリニックは、2005年度は、3年生20名のうち、6名が、2006年度は、30名が、それぞれ正規履修した。

刑事クリニックの具体的な実施方法としては、学生を3〜4名前後の班にわけ、各班に教員がつき、当番弁護士制度を利用して受任した事件について、身柄拘束段階での身柄解放に向けた法的手続（勾留に対する準抗告、保釈申

請等) から、公判準備まで刑事手続のほぼ全般に関与した。

刑事クリニック実施にあたっては、最初に、刑事法廷の傍聴や警察署の見学などを含む全体オリエンテーションを行い、参加学生からは守秘義務履行についての誓約書を提出させた。また、各期末には、刑事クリニックに費やした時間やその行った項目等について、レポートを提出させ、最終回には活動報告会を行った。

憲法クリニックは、2005年度は、1名、2006年度は、2名の学生が履修したが、このプログラムでは、担当教員(実務家教員)の担当している憲法・行政法の論点が含まれる事件について、調査・書面作成、弁護団会議参加、法廷傍聴等を行っている。

知財クリニックは、2005年度は、4名(うち1名は交換留学生)、2006年度は、3名の学生が履修したが、このプログラムは、現実の事件を素材にしたシミュレーションと外部の法律事務所・弁理士事務所・特許庁等における担当教員の指導監督下での実践的教育との組み合わせによって、教育を実施している。

外国人クリニックは、2006年度は、2名の学生が履修し、主に実務家教員の法律事務所において、現実の事件を取上げ、法律相談・調査・書面作成・法廷傍聴等を学生に担当してもらうという形での、教育を実施している。これには、可能な限り、当法科大学院の研究者教員も参加している。

以上に加えるに、こうした当法科大学院におけるリーガル・クリニック教育の成果は、各種シンポジウムの開催や各種出版・法律雑誌への投稿などによって、できるだけ客観化するとともに、学内学外との共通化をはかるべく努力している。

② エクスターン教育について

2005年度から正規に開講されたが、正規受講生である3年生とともに、1～2年生を対象とした試行プログラムも同時に実施している。

2005年度は、8月中旬から9月中旬までの期間において、合計46ヶ所の法律事務所(外国法事務弁護士事務所3ヶ所を含む)、企業法務部(7ヶ所)、官公庁(7ヶ所)、NGO-NPO(6ヶ所)、国際組織(2ヶ所)等において実施した。派遣学生は、1学年32名、2学年65名、3学年4名の合計101名であった。

2006年度は、8月中旬から9月中旬までの期間において、合計57ヶ所の法律事務所(外国法事務弁護士事務所3ヶ所を含む)、企業法務部(7ヶ所)、官公庁(7ヶ所)、NGO-NPO(6ヶ所)、国際組織(2ヶ所)等において実施した。派遣学生は、1学年23名、2学年39名、3学年54名の合計116名であった。

派遣学生は、正規受講の場合は2週間のプログラムとしているが、試行プ

プログラムの場合にはそれより短い場合もあった。各受入機関には成績評価書を提出してもらい、派遣学生には報告書（実習内容・感想・自己評価と反省点・要望等）の提出を義務づけている。さらに、エクスターンシップの経験交流会を開催し、お互いの教育成果の確認及び共通化による教育成果の発展を目指している。

また、各受入機関との間で、エクスターンシップ契約書を締結している。

2. 点検・評価

（１）開設科目

リーガル・クリニックは、８科目もの専門クリニックが開設されている。また、エクスターンシップは、法律事務所だけではなく、企業法務部、官公庁、NGO-NPO、国際組織等を含む多彩かつ多くの派遣先が確保され、充実したエクスターン教育が実施されており、プログラムとしては卓越したものが準備されている。

（２）実施状況

① 質的工夫

a) リーガル・クリニック

・ 民事・家事クリニック

実務家教員と研究者教員が原則として共同して担当すること、事例検討会での事例についての理論と実務面からの多角的検討、感想報告会の実施・感想報告文の提出による学生からのフィードバック、さらに、民事弁護実務その他の実務基礎系科目との有機的連携などによって、臨床法教育における実務と理論の架橋を意識し、それを実践している。実践面でも、裁判所が受付けることを事実上拒んでいた少額訴訟事件での早期訴訟提起・早期解決、多数の住民たちによるギャンブル施設に対する行政訴訟・民事差止訴訟での民法・民事訴訟法・行政法上の様々な成果を折込んだ議論の展開等、理論と実務の両面で、大きな教育的成果を生んでいる。

また、過重負荷となるおそれがあると考えられたので、あらかじめ、１学期に９０時間（２単位分）との消費時間の目安を設定し、学生からは２週間ごとに消費時間数の報告をしてもらい、上記目安の前後に収まるようにつとめるなど、学生の過重負荷を避けるように工夫もされている。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている。各班において、従前の班からの引継事件がある場合は、その担当に加え、若干数の新件の法律相談を行う、逆に、従来か

らの引継事件がない場合には、法律相談で多めに新件の法律相談を行うなどすることで、各班の負荷が著しく異なることがないように配慮している。

- ・ 刑事クリニック

2006年度からは、実務家教員と研究者教員の共同がはじまり、また、刑事実務その他の実務基礎系科目との有機的連携が行われている。

実践的にも、勾留に対する準抗告によって、釈放を実現させるなど、刑事弁護活動上での画期的な成果を通じた刑事実務への影響など、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

- ・ 労働クリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、労働法などの法律科目や労働訴訟実務の基礎その他の実務基礎系科目との有機的連携もはかられ、かつ、担当した事件は新しい労働審判制度等を活用して大きな成果をあげるなど労働訴訟実務にも影響を及ぼしており、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

付設法律事務所による宣伝や担当教員の努力等の結果、受任事件数は適正な数が確保できている。

- ・ ジェンダークリニック

相談及び事件受任において、実務家教員と研究者教員の共同が行われており、ジェンダー等の科目との有機的連携もはかられ、実務と理論の両面から、大きな教育的成果を挙げている。

- ・ 憲法クリニック

適切な事案を活用しての訴訟活動型クリニックを実践しており、憲法・行政法上の難しい理論問題への取り組みを通じ、憲法・行政法の理論的また実務的前進にむすびつく教育的成果が生れている。また、憲法行政訴訟実務の基礎その他の実務基礎系科目との有機的連携もはかられている。

- ・ 知財クリニック

学外での知財法務の専門家の直接の指導の下で、現実に生起している事例についてのクリニックと学内でのシミュレーションの有機的結合がはかられ、また、実務家教員と研究者教員が共同して教育にあたり、実務と理論の実践的架橋が行われている。

- ・ 外国人クリニック

外国人と法を履修の前提とし、知財クリニックと同様に、学外の専門法律

事務所で、実務家教員と研究者教員の共同指導の下で、現実には生起している事例についてクリニックと学内でのシミュレーションの有機的結合がはかられ、教育成果をあげている。さらにそうした実践面・理論面での共同研究教育の成果もまとめられている。

b) エクスターンシップ

学生に対する成績評価書の提出や学生からの報告書の提出等を通じ、エクスターンシップにおける教育についての連携強化ならびに、教育成果の客観化がはかられており、エクスターンシップ先の多彩化・エクスターンシップ交流会の実施などとあわせ、教育成果の定着及び共通化による教育成果の発展がはかられている。

① 量的充実

a) リーガル・クリニックについて

民事クリニックについては履修希望学生数の増加が見込まれたので、非常勤の実務家教員3名を増員し、弁護士実務家教員6名体制とし、24名前後の履修まで可能な状態とし、その結果、学生の履修希望に応じられないような状況はなくなった。

b) エクスターンシップについて

正規履修希望者数をはるかに上回るエクスターンシップ先の確保ができている。また、2単位の単位数に応じて、2週間の履修が行われているなど、適切な量的充実がはかられている。

c) 総参加者数

2005年3月修了の一期修了生についてみれば、試行プログラムも含めたリーガル・クリニックまたはエクスターンシップの参加者は、全20名中、18名と、9割が参加している。

また、現在の3年生についてみても、試行プログラムも含めたリーガル・クリニックの参加者は、延べ98名、エクスターンシップの参加者は、延べ150名と、多数が参加している。

3. 自己評価

A

4. 改善計画

リーガル・クリニックを履修した学生から、法律基本科目の理解が深まった、法律実務の問題状況を理解した、より一層の理論研究の深化の必要性を感じた等とリーガル・クリニックの評価は非常に高い。

担当教員も研究者教員と実務家教員が一体となって、実務の批判的検討や実務・理論の両面のより一層の深化をはかりつつ、教育活動を行っており、その実践的成果は大きなものがある。

しかし、他方、外部からは、「リーガル・クリニックをしても新司法試験に合格しない」との声もあるようで、現に、新司法試験の不安からリーガル・クリニックの履修を断念する学生もあらわれている。

修了者等の声からは、リーガル・クリニックこそ新司法試験に必要な、事案分析力や論理的構築力、文章力を養う絶好の機会であり、現に新司法試験に役立ったというものがあり、上記のような不安は根拠がないものである。しかし、新司法試験の合格率の低下がリーガル・クリニック教育の履修者数に及ぼしている影響は否定できない。

すでに、学生の負担なども明確化され、また、十分な教員数も確保され、体制は整備されている。リーガル・クリニックやエクスターンシップを履修した学生の声や客観的な教育効果を広めていくとともに、新司法試験のあり方を含め、法科大学院制度の理念を実現できる制度的環境を整えていくことが必要である。